

第8章

介護保険料の設定

- 第1節 介護保険料の設定
- 第2節 第1号被保険者の保険料

第8章 介護保険料の設定

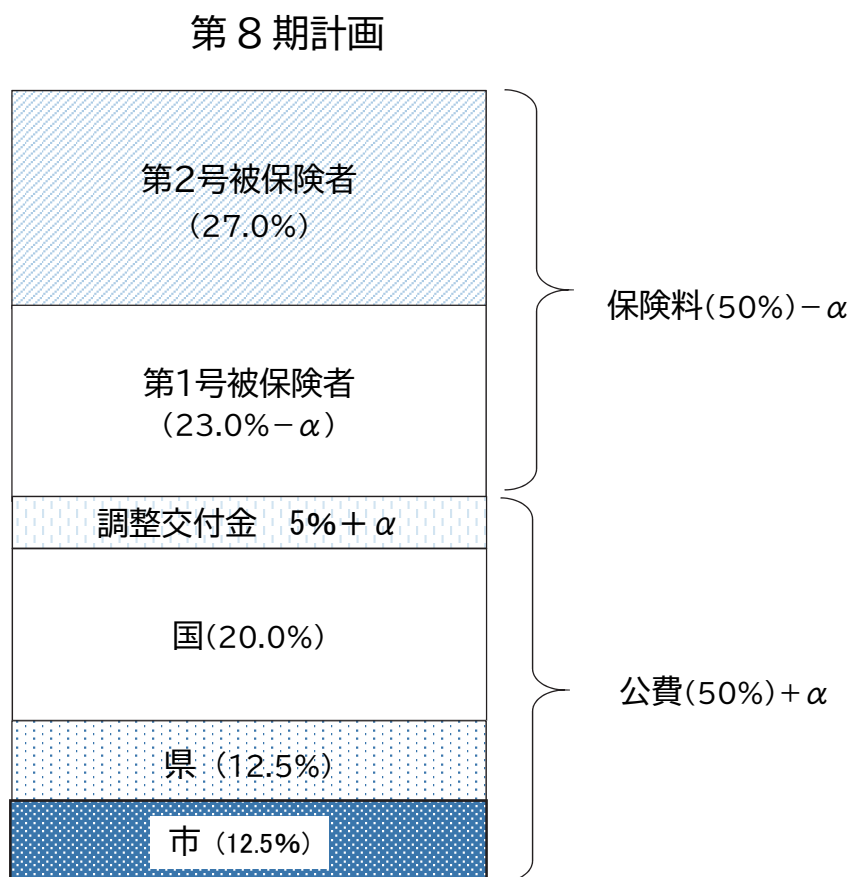
第1節 介護保険料の設定

1 介護保険制度の費用負担

介護保険制度においては、保険事業にかかる総事業費の財源割合が介護保険法によって、原則として約50%を被保険者の保険料、約50%を公費負担とされています。

第8期計画期間中は、第7期計画と同様、被保険者の保険料について、第1号被保険者が23%を、第2号被保険者が27%をそれぞれ負担することになります。

■ 介護保険制度の費用負担



2 第8期介護保険料に影響する制度改正等

第8期計画における介護保険料に影響する制度改正等の概要は、以下のとおりとなっています。

(1) 介護報酬の改定

令和3年度介護報酬改定率は+0.70%(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が+0.05%(令和3年9月末までの間))とされており、改定率の3か年平均の影響として算定した+0.67%を反映します。

(2) 高額介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額の見直し

高額介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額について、現役並み所得のある方(年収770万円以上及び年収約1,160万円以上)については、世帯の上限額をそれぞれ93,000円、140,100円とします。それ以外の収入の方については、変更はありません。(令和3年8月利用分から実施予定)

(3) 所得段階別基準所得金額の変更

第1号被保険者の保険料は、所得によって異なります。介護保険法施行規則改正により、第7段階と第8段階、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額が、下記のように変更されます。

	第7期	第8期
第7段階と第8段階を区分する基準所得金額	200万円	210万円
第8段階と第9段階を区分する基準所得金額	300万円	320万円

(4) 特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額の見直し

施設サービスを利用した場合の居住費、食費には基準になる額(基準費用額)が定められています。令和3年8月から食費の基準費用額が変更されます。

また、低所得の方は申請して認められた場合、居住費、食費は負担限度額までの支払いになりますが、令和3年8月からは負担限度額の第3段階の細分化と食費の変更、受給要件の預貯金額などの細分化が行われます。

(5) 保険料基準額に対する割合の見直し

介護保険制度では、国が標準として示す所得段階区分や保険料基準額に対する割合について、各自治体が状況に応じて柔軟に設定することが出来るようになっていきます。

第7期計画では、各段階で国の標準割合に対して同等又は低い割合を用いていましたが、介護給付費の増加が見込まれるなか、第8期計画においては、第2、第4、第7段階の割合を+0.05ポイント、第9段階の割合を+0.1ポイントの見直しを行います。

区分	対象者	国の標準割合	第7期割合	第8期割合
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.50	0.50	0.50
	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円超～120万円以下の人	0.75	0.70	0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額120万円超の人	0.75	0.75	0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円以下の人	0.90	0.83	0.88
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円超の人	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	1.25	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.70	1.60	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上の人		1.80	1.80

(注)第1～3段階の割合は、低所得者保険料軽減強化前の割合であり、保険料の計算には軽減後の割合を用います。

3 負担軽減策の実施

(1) 高額介護サービス費

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、申請によりその超過分が介護保険から支給される制度です。現役並み所得のある方の世帯上限額の改正(予定)はありますが、第8期においても継続します。

なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

(2) 特定入所者介護サービス費

平成17年10月から施設利用時の食費・居住費が保険給付対象外となり利用者負担となりました。このことが、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を補足給付として保険給付してきましたが、第8期においても継続します。

(3) 社会福祉法人減免制度

低所得で特に生計が困難である方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担減額を行っています。第8期においても継続します。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

平成20年度から、医療と介護の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減するために、医療と介護の自己負担額を合算したときの年額の自己負担限度額が新たに設けられました。

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。被保険者が申請をすれば、医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、限度額(年間)を超えたときは、申請によりその超えた分が支給されます。

健康保険からは「高額介護合算療養費」、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。第8期においても継続します。

(5) 低所得者の保険料軽減強化

低所得の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減強化を実施します。令和元年の消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階の第1号被保険者の基準額に対する割合が引き下げられています。軽減強化による軽減率は以下のとおりです。

段階	保険料基準額に対する割合	
	国の標準割合	低所得者保険料軽減強化後
第1段階	0.50	0.3
第2段階	0.75	0.5
第3段階	0.75	0.7

第2節 第1号被保険者の保険料

1 給付費の見込み

第8期のサービス種類別の給付費の見込みは、次のようになっています。

【在宅サービス】(介護予防サービスを含む)

(単位:千円)

	第8期見込み			令和 7年度	令和 12年度	令和 22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
訪問介護	305,537	307,543	311,390	311,788	320,167	323,323
訪問入浴介護	11,048	11,756	11,756	11,756	11,756	11,756
訪問看護	68,400	68,809	69,943	70,181	72,574	71,449
訪問リハビリテーション	34,379	34,399	34,799	34,744	36,439	36,293
居宅療養管理指導	13,517	13,603	13,787	13,787	14,240	14,329
通所介護	614,197	618,022	625,358	628,369	648,970	648,271
通所リハビリテーション	271,329	273,573	275,679	278,862	287,155	283,734
短期入所生活介護	129,422	131,428	132,298	133,388	137,616	138,405
短期入所療養介護	34,074	34,093	34,093	35,528	35,528	37,975
福祉用具貸与	136,731	137,814	139,227	139,664	144,014	143,813
特定福祉用具購入費	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002
住宅改修	17,177	17,177	17,177	17,177	17,968	17,177
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36,082	36,102	36,102	36,102	36,102	38,579
地域密着型通所介護	257,313	260,504	262,500	264,213	272,914	270,782
認知症対応型通所介護	1,696	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697
小規模多機能型居宅介護	34,016	34,035	34,035	34,035	35,469	34,035
看護小規模多機能型居宅介護	61,383	61,417	65,257	61,417	65,257	68,556
居宅介護支援・介護予防支援	209,223	210,617	212,830	214,655	221,115	219,641
在宅サービス 計	2,241,526	2,258,591	2,283,930	2,293,365	2,364,983	2,365,817

【施設サービス】

(単位:千円)

	第8期見込み			令和 7年度	令和 12年度	令和 22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
介護老人福祉施設	645,101	645,459	645,459	669,294	688,149	692,197
介護老人保健施設	721,079	721,479	721,479	749,502	777,002	780,459
介護医療院	70,752	102,200	130,710	135,059	135,059	135,059
介護療養型医療施設	30,184	15,221	0			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7,426	7,430	7,430	7,430	7,430	7,430
施設サービス 計	1,474,542	1,491,789	1,505,078	1,561,285	1,607,640	1,615,145

【居住系サービス】(介護予防サービスを含む)

(単位:千円)

	第8期見込み			令和 7年度	令和 12年度	令和 22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
特定施設入居者生活介護	104,281	104,339	104,339	107,022	111,542	111,542
認知症対応型共同生活介護	298,099	325,776	325,776	325,776	325,776	325,776
居住系サービス 計	402,380	430,115	430,115	432,798	437,318	437,318

【総給付費】

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
総給付費(合計)	4,118,448	4,180,495	4,219,123	12,518,066
在宅サービス	2,241,526	2,258,591	2,283,930	6,784,047
施設サービス	1,474,542	1,491,789	1,505,078	4,471,409
居住系サービス	402,380	430,115	430,115	1,262,610

【標準給付費】

※標準給付費:総給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、
高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料の合計

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
総給付費	4,118,448	4,180,495	4,219,123	12,518,066
特定入所者介護サービス費等給付費	154,607	155,605	156,659	466,871
高額介護サービス費給付額	80,323	80,842	81,390	242,556
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,193	4,220	4,249	12,661
算定対象審査支払手数料	4,745	4,776	4,808	14,329
標準給付費見込額	4,362,316	4,425,938	4,466,229	13,254,484

【介護給付費等】

第8期に要する介護給付費等の見込み額は、標準給付費のほか、地域支援事業費等を
加えた金額となります。

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
標準給付費見込額	4,362,316	4,425,938	4,466,229	13,254,484
地域支援事業見込額	297,603	299,583	301,564	898,750
介護予防・日常生活支援総合事業費	213,328	215,083	216,838	645,249
包括的支援事業・任意事業	84,275	84,500	84,726	253,501
介護給付費等見込額	4,659,919	4,725,521	4,767,793	14,153,234

注)実際の計算においては、上表に表示された数値の下の桁数まで用いて計算しているため、上式での計算結果と若干異なる(以下同様)。

2 第1号被保険者の保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料収納額の総給付費に対する割合は、第8期介護保険事業においても、第7期と同様、23%になります。

令和3年度介護報酬改定では、改定率の3か年平均の影響として算定した+0.67%を反映します。

その結果、第1号被保険者が令和3年度から令和5年度までの3か年で負担する「負担分相当額」は、約32億5,524万円と見込まれます。

国が負担する調整交付金は、後期高齢者や所得の低い高齢者が多い市町村には5%の額に上乗せして交付されます。臼杵市の場合、調整交付金割合の3年間の平均は7.98%となり、標準給付見込額に2.98%上乗せして国が負担することになり、第1号被保険者保険料収納必要額がその分軽減されます。

この他に第1号被保険者の負担として収納が必要なものとして、赤字財政の場合に借り入れができるようにする財政安定化基金への拠出金と財政安定化基金償還金の負担がありますが、第8期においては、拠出金、財政安定化基金償還金はありません。

逆にこれまでの介護保険の準備基金が積み上がっているため、このうち220,500千円を保険料引き下げの原資にするため、その分第1号被保険者保険料収納必要額は減ります。

これらの計算を行うと、第1号被保険者保険料収納必要額は、2,620,320千円となります。

■ 第1号被保険者の前期・後期被保険者数及び所得段階別加入補正後被保険者数

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
第1号被保険者数	15,072	14,965	14,859	44,896
前期(65～74歳)	6,724	6,479	6,235	19,438
後期(75歳～)	8,348	8,486	8,624	25,458
後期(75歳～84歳)	5,246	5,389	5,531	16,166
後期(85歳～)	3,102	3,097	3,093	9,292
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	14,252	14,151	14,051	42,454

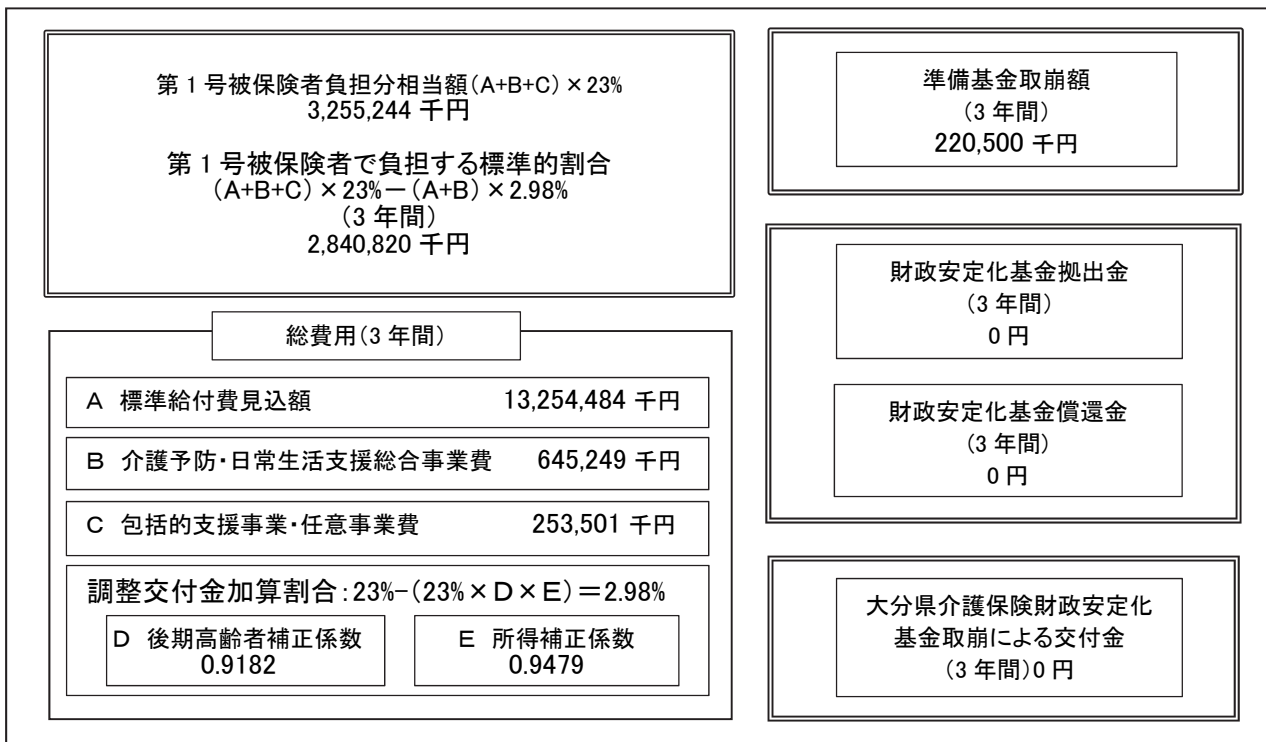
注)所得段階別加入補正後被保険者数とは、保険料基準額(第5段階)に対する各所得段階保険料率を段階別被保険者数に乘じ、支払い料率に換算した被保険者数を指す。

■ 第1号被保険者負担分相当額等の見込み

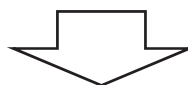
(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
第1号被保険者負担分相当額	1,072,237	1,086,870	1,096,137	3,255,244
調整交付金相当額	228,870	232,051	234,066	694,987
調整交付金見込交付割合	8.23%	7.97%	7.75%	/
後期高齢者加入割合補正係数	0.9068	0.9186	0.9291	
所得段階別加入割合補正係数	0.9478	0.9480	0.9478	
調整交付金見込額	376,720	369,889	362,802	1,109,411
保険料収納必要額(基金投入前)	/	/	/	2,840,820
財政安定化基金拠出金見込額	/	/	/	0
財政安定化基金拠出率	0.036%			
財政安定化基金償還金	/	/	/	0
準備基金取崩額	/	/	/	220,500
財政安定化基金取崩による交付額	/	/	/	
保険料収納必要額(基金繰入後)	/	/	/	2,620,320

■ 第1号被保険者保険料収納必要額



注: 実際の計算においては、上表に表示された数値の下の桁数まで用いて計算しているため、上式での計算結果と若干異なる(以下同様)。



第1号被保険者保険料収納必要額(3年間)
2,620,320 千円

3 保険料収納率及び賦課総額の見込み

予定保険料収納率とは、保険料として賦課する総額に対して、実際に収納される保険料の見込み額の割合をいいます。これは、第1号被保険料がすべて収納されるとは限らないため、収納されない分を見越して賦課総額に上乘せするための係数となります。臼杵市の予定保険料収納率は、98.92%と想定しています。

保険料収納必要額 (3年間) 2,620,320千円	÷	予定保険料収納率 98.92%	=	現実の保険料賦課総額 (3年間) 2,648,930千円
----------------------------------	---	------------------------	---	------------------------------------

4 第8期介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料は、事業にかかる給付費と被保険者数を基に算定されます。

本計画期間である令和3年度から令和5年度の給付費の見込みを基に、第1号被保険者の保険料基準額(第5段階)を試算すると、介護保険料は月額5,200円となり、第7期より440円増額となります。

第7期計画の保険料からの増額要因、減額要因をそれぞれみると、増額要因として、最も大きいのは、標準給付費増加分です。

減額要因としては、準備基金取崩し、調整交付金相当額の増加による負担減少分、所得段階別保険料率の変更が挙げられます。(次ページ図表参照)

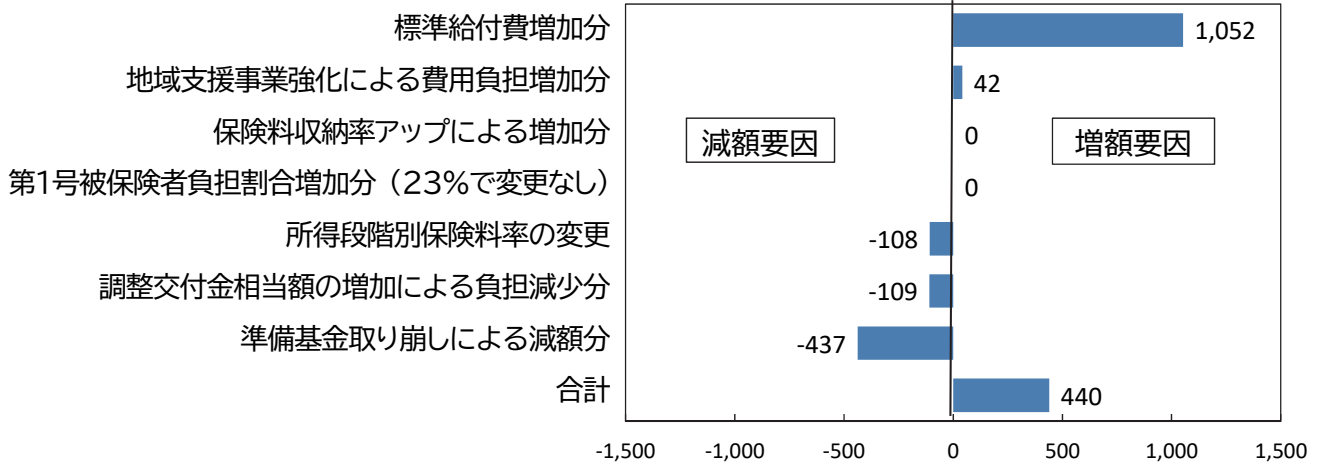
第1号被保険者の 3年間保険料賦課総額 2,648,930千円	÷	所得段階別加入者割合 補正後被保険者数 42,454人	÷12ヶ月=	月額基準額 5,200円
---------------------------------------	---	-----------------------------------	--------	-----------------

注: 保険料率をウエイトとした加重計算によって算出

保険料の基準額(月額)	5,200円
-------------	--------

■ 第1号被保険者保険料の増減要因(7期計画との比較)

(単位:円)



■ 第8期計画期間の第1号被保険者の保険料

区分	対象者	保険料率	月額保険料	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.30	1,560円	18,720円
	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	(0.50)	(2,600円)	(31,200円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円超~120万円以下の人	0.50 (0.75)	2,600円 (3,900円)	31,200円 (46,800円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額120万円超の人	0.70 (0.75)	3,640円 (3,900円)	43,680円 (46,800円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円以下の人	0.88	4,576円	54,910円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円超の人	1.00	5,200円	62,400円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,240円	74,880円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	6,760円	81,120円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	7,800円	93,600円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.70	8,840円	106,080円
第10段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上の人	1.80	9,360円	112,320円

※月額保険料は目安です。

※()内は、低所得者保険料軽減強化前の割合及び保険料

